

宇和島市浄化槽設置整備事業補助金申請の注意点

次の留意点をご確認いただき、ご提出してください。

1. 提出時期について

- 申請は、申請書に記入した着手予定年月日より前に提出してください。
- 申請書提出後に、補助金交付決定がされますが、交付決定前に着工は絶対しないでください。交付決定前に着工した場合は、補助金の対象外となります。
- 着手届は着手後、速やかに提出してください。
- 実績報告書は工事完了後1ヶ月以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

2. 着手・完了年月日について

- 申請書の着手予定年月日と完了予定年月日は、工事請負契約書の工事期間内で記入してください。
- 予定日を超える場合は、別途、変更承認申請書を提出してください。

3. 複写又は写しの書類について

- 原本に日付が記入しているかご確認ください。
- 工事完了年月日は使用開始報告書の使用開始年月日と同一にしてください。

4. 写真について

- 工事完了写真は家の一部が写るようにしてください。未配管の状態では完了と認められません。

5. 記名・押印、住所の確認について

- 申請者欄は記名（パソコン可）し、押印が必要な様式には押印して提出してください。
- 書類提出日における住所(住民票に記載されている住所)を記入してください。住所移転が伴う場合は特にお気をつけください。

6. 補助金対象外について

- 建売住宅である場合。
- 店舗兼住宅は面積の過半数が店舗部分であった場合。
- 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に工事着手と完了ができない場合。
- 販売及び賃貸の目的で浄化槽付専用住宅を建築（改築）する場合。
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関から、この補助金以外の補助金等を受けて浄化槽を設置する場合。
- 公共事業により補償を受けて浄化槽を新設する場合。

7. 年度内に工事完了ができなくなった場合

- 完了できないと判明したら宇和島市役所又は各支所まで辞退届を提出してください。早急にご提出いただけない場合は、他に迷惑がかかるばかりか、自身も今後は補助申請の受付が出来ない場合があります。

8. 浄化槽の設置前、設置後について

- 放流先については、浄化槽設置場所の自治会・水利組合等に確認をとるようにしてください。
- 法律で義務つけられている法定検査を受けてください。特に、毎年1回定期的に受けていただく11条検査があります。これは、委託された浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理が適正にされて排水された水質に問題がないかどうかを判断しています。委託事業者の通常点検とは異なりますのでご理解ください。